

報告第 5 号

令和 6 年度決算に基づく東員町健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 6 年度決算に基づく東員町健全化判断比率を、別紙監査委員の意見を付けて報告する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

令和 7 年 9 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

健全化判断比率	令和 6 年度	早期健全化基準
実質赤字比率	－ %	14.06 %
連結実質赤字比率	－ %	19.06 %
実質公債費比率	4.0 %	25.0 %
将来負担比率	－ %	350.0 %

提案理由

健全化判断比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、議会に報告する必要がある。

報告第 6 号

令和 6 年度決算に基づく東員町資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）
第 22 条第 1 項の規定により、令和 6 年度決算に基づく東員町資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて報告する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

令和 7 年 9 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

比率名	令和 6 年度	経営健全化基準
水道事業会計 資金不足比率	－％	20.0％
下水道事業会計 資金不足比率	－％	20.0％

提案理由

資金不足比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、議会に報告する必要がある。

報告第 7 号

令和 6 年度東員町教育委員会事務事業点検・評価報告書の提出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条第 1 項の規定により、教育委員会が行った事務の点検及び評価について、報告書を議会に提出する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

令和 7 年 9 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

令和 6 年度東員町教育委員会事務事業点検・評価報告書
（別添のとおり）

提案理由

令和 6 年度東員町教育委員会事務事業点検・評価報告書については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定により、議会に提出する必要がある。

議案第 55 号

教育長の任命について

本町教育長に次の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年 9月 1日提出

令和7年 9月 日

東員町長 水谷 俊 郎

(住所)

(氏 名) 日 置 幸 嗣

(生年月日)

提案理由

本町教育長日置幸嗣は、令和 7 年 1 0 月 5 日任期満了につき、後任を任命するについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を得る必要がある。

議案第 56 号

教育委員会の委員の任命について

本町教育委員会の委員に次の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第４条第２項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

令和7年 9月 日

東員町長 水谷俊郎

(住 所)

(氏 名) 向 山 節 雄

(生年月日)

提案理由

本町教育委員会の委員向山節雄は、令和 7 年 9 月 3 0 日任期満了につき、後任を任命するについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を得る必要がある。

議案第 57 号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により、議会の意見を求める。

令和7年 9月 1日提出

令和 7 年 9 月 日

東員町長 水谷 俊 郎

(住所)

(氏 名) 小林 律子

(生年月日)

提案理由

本地区に置かれている人権擁護委員の中村鈴子氏は、令和7年12月31日任期満了につき、後任を法務大臣に推薦するについては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く必要がある。

議案第 58 号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により、議会の意見を求める。

令和7年 9月 1日提出

令和7年 9月 日

東員町長 水谷俊郎

(住所)

(氏 名) 松岡 貴子

(生年月日)

提案理由

本地区に置かれている人権擁護委員の近藤貴子氏は、令和7年12月31日任期満了につき、後任を法務大臣に推薦するについては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く必要がある。

議案第 59 号

東員第二中学校体育館（指定避難所）空調設備等設置工事請 負契約の締結について

令和 7 年 8 月 22 日一般競争入札に付した、東員第二中学校体育館（指定避難所）空調設備等設置工事について、次のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

令和 7 年 9 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 東員第二中学校体育館（指定避難所）空調設備等設置工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 金 57,310,000 円 |
| 4 契約の相手方 | 三重県員弁郡東員町大字八幡新田 164 番地の 2
有限会社東員電機工業所
代表取締役 森本 保宏 |

提案理由

東員第二中学校体育館（指定避難所）空調設備等設置工事の請負契約を締結するについては、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

議案第 6 0 号

令和 6 年度東員町水道事業会計減債積立金の目的外使用について

令和 6 年度東員町水道事業会計未処理欠損金について、減債積立金をもって次のとおり補てんすることについて、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 4 0 3 号）第 2 4 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

令和 7 年 9 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

1	当年度未処理欠損金	4 3 , 5 1 5 , 9 7 7 円
2	積立目的以外の使途に使用する額	4 3 , 5 1 5 , 9 7 7 円
	（ 1 ）減債積立金	4 3 , 5 1 5 , 9 7 7 円
3	翌年度繰越欠損金	0 円

提案理由

東員町水道事業会計減債積立金の目的外使用については、地方公営企業法施行令第 2 4 条第 2 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

議案第61号

東員町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

東員町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年 9月 1日提出

令和7年 9月 日

東員町長 水谷俊郎

東員町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

東員町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年東員町条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(介護休暇) 第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(<u>第18条の2第1項</u>において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため任命権者が規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 (略)	(介護休暇) 第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(<u>第18条の3第1項</u>において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため任命権者が規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 (略) <u>(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対す</u>

る意向確認等)

第18条の2 任命権者は、東員町職員の育児休業等に関する条例(平成4年東員町条例第2号。以下「育児休業条例」という。)第23条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 育児休業条例第23条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) <u>第18条の2</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度」という。)その他の事項を知らせるとともに、<u>介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 (略) (勤務環境の整備に関する措置) <u>第18条の3</u> (略)	<u>確認するための措置</u> <u>3</u> 任命権者は、<u>第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u> (配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) <u>第18条の3</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度」という。)その他の事項を知らせるとともに、<u>介護両立支援制度等の請求等</u> に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 (略) (勤務環境の整備に関する措置) <u>第18条の4</u> (略)
--	---

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第18条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

提案理由

東員町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

議案第62号

東員町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

東員町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年 9月 1日提出

令和7年 9月 日

東員町長 水谷俊郎

東員町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

東員町職員の育児休業等に関する条例(平成4年東員町条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(目的) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条(これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。)、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 (部分休業をすることができない職員) 第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定す	(目的) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条(これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。)、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 (部分休業をすることができない職員) 第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定す

る短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。____)

(____部分休業の承認)

第20条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 労働基準法第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する____部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する____部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

る短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。次条において同じ。)

(第1号部分休業の承認)

第20条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は

____、30分を単位として行うものとする。

2 労働基準法第67条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(第2号部分休業の承認)

第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる

範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき
当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき
当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達する

(部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第21条 職員(会計年度任用職員を除く。)が_____部分休業の承認を受けて勤務しない場合は、給与条例第10条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第13条に規定する勤務1時間当りの給与額を減額して支給する。 2 会計年度任用職員が_____部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、東員町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年東員町条例第17号。以下この項において「会計年度任用職員給与条例」という。)第15条及び第23条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与の額を減額して支給する。 (部分休業の承認の取消事由) 第22条 <u>第13条の規定は、部分休業について準用する。</u>	<u>までの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u> (部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第21条 職員(会計年度任用職員を除く。)が<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認</u>を受けて勤務しない場合は、給与条例第10条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第13条に規定する勤務1時間当りの給与額を減額して支給する。 2 会計年度任用職員が<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認</u>を受けて勤務しない場合には、東員町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年東員町条例第17号。以下この項において「会計年度任用職員給与条例」という。)第15条及び第23条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与の額を減額して支給する。 (部分休業の承認の取消事由) 第22条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u>
--	--

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

提案理由

東員町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。